

【ご利用にあたっての注意事項】

- 救急時ご自宅へ入室する事態に備え、警備会社へ合鍵をお預けいただけます。機器設置後に鍵を交換された方は、速やかに新しい合鍵をお預けください。
- 利用申請時には、緊急連絡先（親族、知人等）のご記入が必要です。緊急連絡先の方には、休日・夜間問わず緊急時に連絡が入る旨をあらかじめご説明の上、ご了解をいただいでください。
- 同様の防犯システムや自動通話録音機を利用している場合はお受けできないことがあります。
- 救急代理通報装置は微弱な電波を発しています（使用周波数：426MHz 送信出力：10mW以下）。心臓ペースメーカー等の医療機器を利用している方は、ご使用の機器への影響を、あらかじめかかりつけの医師へご相談ください。

その他、使用方法やお支払いなどについて、警備会社の利用条件に適切に対応いただけない場合は利用を終了させていただくことがあります。

相談・申請窓口

要介護認定等を受けている方 ➡ 在宅介護支援センター
要介護認定等を受けていない方 ➡ 支え愛・ほっとステーション）にご相談ください。

※支え愛・ほっとステーションは、各地区の地域センターに設置しており、お住まいの地域によって、下記の住所とは異なるステーションが担当する場合があります。詳しくはお問合せください。

地区	お住まいの地域	要介護認定等を受けている方		要介護認定等を受けていない方	
		在宅介護支援センター		支え愛・ほっとステーション	
品川	北品川、東品川1・2・5	台 場	5479-8593	品川 第一	6433-9133
	東品川3(1~9)、南品川1・2・4・5(1~9)・6	東 品 川	5479-2793	品川 第二	6433-0441
	東品川3(10~32)・4、南品川3・5(10~16)	東品川第二	5783-2656		
大崎	上大崎、東五反田	上 大 崎	3473-1831	大崎 第一	6421-7810
	西五反田	西 五 反 田	5740-6115	大崎 第二	6303-9139
	西品川、大崎	大 崎	3779-2981		
大井	南大井	南 大 井	5753-3902	大井 第一	6404-6878
	東大井、勝島	南大井第二	5495-7083	大井 第二	5728-9093
	大井1・4・6、広町	大 井	5742-2723	大井 第三	6429-9637
	大井2・3・5・7	大 井 第二	5743-2943		
荏原	西大井	西 大 井	5743-6120		
	小山4・5、荏原1~4	荏 原	5750-3704	荏原 第一	6421-5557
	小山1~3、小山台	小 山 台	5794-8511	荏原 第二	6426-4110
	小山6・7、荏原5~7、旗の台1・2・5(1~5、13~20)・6	小 山	5749-7288	荏原 第三	6421-6542
	中延1・2、東中延1、西中延1・2、戸越5、平塚	成 幸	3787-7493	荏原 第四	6426-2464
	中延3~6、東中延2、西中延3、旗の台3・4・5(6~12、21~28)	中 延	3787-2167	荏原 第五	6426-2625
	戸越6、豊町6、二葉4	大 原	5749-2531		
豊町1、戸越1~4	戸 越 台	5750-1053			
二葉1~3、豊町2~5	杜 松	5750-7707			
八潮	八潮	八 潮	3790-0470	八 潮	5755-9828

2022年3月現在

【営業時間】 在宅介護支援センター：月~土曜日（祝日を除く）9:00~19:00
支え愛・ほっとステーション：月~金曜日（祝日を除く）9:00~17:00

品川区高齢者救急代理通報システムのご案内

救急代理通報システムとは？

自宅での火災や急病などの緊急時に通報を受けた警備会社の警備員が**24時間365日**駆け付けます。

体の具合などに応じて、ご本人に代わって警備員が119番通報を行います。



対象となる方

65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上のご家族のみの世帯の方
(日中や夜間だけ、ひとり暮らしまたは65歳以上の方のみになる世帯も含みます。)

ご利用料金

口座振替で警備会社にお支払いいただきます

● 区民税非課税の方	月額	300円
● 区民税課税の方	月額	1,000円

ご利用料金は毎年7月に前年の所得をもとに決定します。
前年の所得の増減により、ご利用料金が増減になる場合は、書面にてお知らせします。

対象の障害者手帳をお持ちの方は、品川区障害者救急代理通報システムをご利用いただけます。

対象となる方

品川区内に住所があり、「ひとり暮らしの障害者」または「障害者と高齢者のみで構成される世帯」の方で、以下の項目のいずれかに当てはまる方。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が下肢・体幹機能障害1~3級の方、視覚・聴覚障害1~2級の方、内部障害1~3級の方。
- (2) 愛の手帳の交付を受け、判定が1~3度の方。

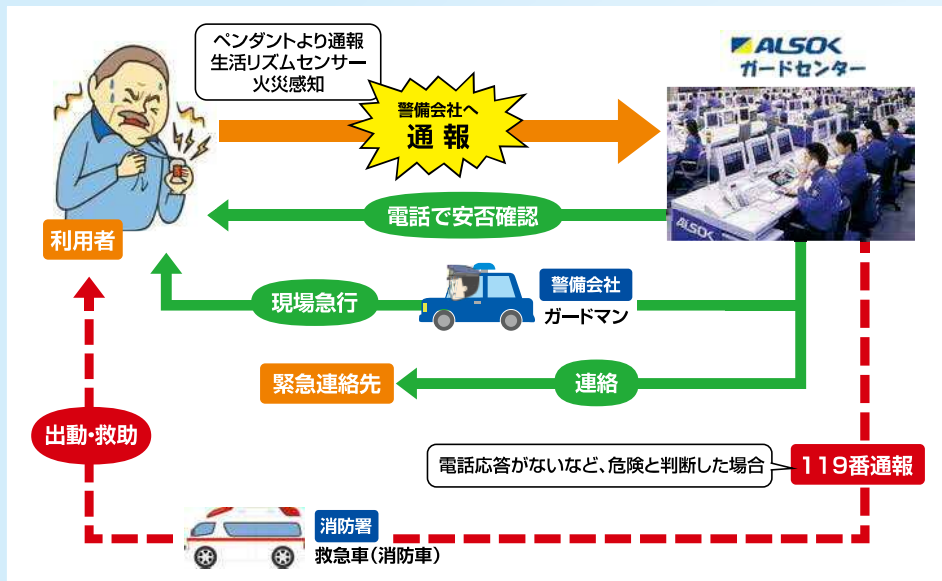
ご利用料金については、世帯の課税状況により異なりますので、詳しくは障害者支援課へお問合せください。

品川区 障害者支援課 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

設置の相談・申請については ➡ 裏面の各窓口にお問い合わせいたします。

その他、本事業全般のお問合せは ➡ 品川区 福祉計画課 地域包括ケア推進係 電話 5742-6914 FAX 5742-6797

救急代理通報システムの仕組み



利用開始までの流れ (申請から設置工事完了まで1~2ヶ月かかります。)

まずは、お住まいの地域の在宅介護支援センターまたは支え愛・ほっとステーション(裏面参照)へご連絡ください。
ご申請受付(必要に応じてご自宅へ訪問)の日程を調整します。

本事業・設置機器についての説明後、申請書類等にご記入いただきます。
申請書の審査が終わりましたら、警備会社の担当者より設置日調整の連絡があります。

警備会社の担当者がご自宅に訪問し、操作方法の説明や支払いの手続きを行います。
その後、あらためて機器の取り付け、動作確認等のために訪問し、合鍵をお預かりします(計2回訪問)。合鍵をお預けいただけない場合は、本システムをご利用いただけませんので、ご了承ください。

利用開始

※機器を設置した月の翌月から撤去した月の分まで、ご利用料金が発生します。

例) 4月1日に設置した場合は、5月から利用料金が発生します。
10月1日に撤去した場合でも、10月分のご利用料金が発生します。

(サイズの単位:mm)

機器について



幅:235 高さ:180 厚さ:51.5

主装置

ペンダントなどからの信号を警備会社へ送信する装置です。

※外出時には、外出ボタンを押していただき、
帰宅時に再度外出ボタンを押して解除してください。



幅:40 高さ:97 厚さ:24.5

救急ペンダント

体の具合が悪くなったときなどの緊急時にボタンを押すと通報されます。

<使用方法>

1. 首から下げる、分かりやすい場所に置くなど緊急時すぐにボタンを押せるようにご利用ください。
2. 屋外への持ち出しはできません。
3. 浴室等には持ち込めませんが、生活防水には対応しています。



径:100 厚さ:61

火災センサー

火災にセンサーが反応し、自動的に警備会社に通報されます。※約70度以上の温度で反応

<設置場所(条件)>

1. キッチンに1箇所設置します。
2. キッチンの天井にネジで固定し、設置します。



幅:64 高さ:110 厚さ:24

生活リズムセンサー

トイレ等の扉に取り付け、在宅中に24時間扉の開閉がないときに異常とみなし、自動的に警備会社に通報されます。

<設置場所(条件)>

1. 開閉センサーの近くに設置します。
2. 各センサーとの間の配線が露出します。
(2cm~5cm程度)
3. ネジにて固定します。



幅:10 高さ:50 厚さ:5.7

主装置の外出ボタンの操作により、外出/在宅を切り替え、外出時はセンサーが反応しないようにします。